

# 「姉妹都市締結30周年記念 ボルダール市への市民訪問団派遣」に係る募集型企画旅行業務 要求水準書

## 1 業務名(旅行名)

姉妹都市締結30周年記念ボルダール市への市民訪問団派遣

## 2 業務目的

姉妹都市締結30周年記念として、ボルダール市を訪問し、記念式典等への参加やボルダール市民との交流等を行い、両市民の友好・交流を深める。

## 3 業務内容

### (1)訪問先

アメリカ合衆国コロラド州ボルダール市及びアメリカ国内主要都市(ロサンゼルス市等)

### (2)旅行期間

令和8年9月28日(月)～10月4日(日)

### (3)参加人数

34名程度(市関係者14名、募集市民約20名)

## 4 旅行条件

公募型プロポーザル実施により決定した本業務実施事業者(以下「事業者」という。)による募集型企画旅行とする。

### 【 募集型企画旅行 】

旅行業法で定められた旅行契約形態の一つであり、事業者があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、事業者による旅行者の募集並びに旅行代金の徴収をもって実施する旅行のこと。

## 5 見積り

参加人数34名での見積りとし、委託料及び募集市民一人あたりの旅行代金を提示すること。

### (1)業務実施に係る全体経費

①交通費	・山形市 ⇄ 国内空港 航空機等 ・国内空港 ⇄ 国外空港 航空機 ・現地空港 → ボルダール市 専用バス ・ボルダール市滞在中 専用バス ・アメリカ国内都市の滞在中 専用バス ・アメリカ国内都市 → 国外空港 航空機等
②宿泊費	全行程の宿泊費(ツインルーム利用時)
③食費	・全行程の食事代(旅程表の×を除く) ・参加者飲料水代
④現地観光等に係る費用	・英語通訳 兼 現地ガイド料 ・視察・見学関連経費(入場料等)
⑤諸経費	・添乗員費用 ・旅行のしおり ・参加募集関連費用(チラシ等) ・渡航手続関連経費(ESTA 申請費用、渡航書類作成費用等)

	・燃油サーチャージ ・渡航経費(空港使用料、海外空港諸税等)
--	--------------------------------

※その他上記に明示のない経費についても、旅行代金に必要な場合は提示すること。

(2)(1)のうち委託料に係る経費

項目	Must	Better
基本旅行代金(14人分)	●	
一人部屋追加料金(14人分)	●	
Wifi ルーターレンタル費用(3台分)	●	
共通経費(添乗員同行費用等)		●
その他経費(参加者募集関連費用等)		●
<p>【Must】 委託料への計上必須経費。  【Better】 上記 Must の経費に加えて、次の経費に該当するものがあれば、その見積額も提案書に記載をお願いします。  「参加者 34 人にかかる共通経費×14/34+その他経費」で算出した額  その場合、共通経費とその他経費の具体的内容(額含む)も記載してください。  なお、提案いただいた見積内容(額含む)は、優先交渉権者の協議により変更となる場合があります。  ※上記各項目については様式第8号を参照。</p>		

## 6 交通手段

- (1)航空機はエコノミークラスを利用すること。
- (2)分乗でないこと
- (3)移動に係る疲労軽減を目的に、日本国内の移動では、可能な限り、航空機利用を検討すること。  
また、国内空港と国外空港間の飛行移動においては、総合的な機内滞在時間の短い直行便が望ましいが、エコノミー症候群等を考慮し、1フライトの機内滞在時間の減縮を目的に経路便利用を提案する場合は、その理由も併せて提案すること。またその場合、荷物の紛失など、経路便利用に伴うリスクへの対処についても説明すること。
- (4)アメリカ国内都市滞在中の移動手段として、専用バスを手配すること。

## 7 宿泊施設

- (1)ボルダー市内滞在中の宿泊先は、同市内に位置し、交通至便であること。
- (2)客室は、洗面設備、バス(またはシャワー)、トイレ付きであること。
- (3)施設の概要を示す資料を添付すること。
- (4)可能な限り分宿でないこと。

## 8 食事等

- (1)機内食を除き、1日あたり朝食、昼食、夕食の合計3回の食事の基本条件とする。ただし、旅行初日及び最終日における日本国内の移動中の昼食等の食事については、参加者実費負担とする。
- (2)朝食は宿泊ホテルを利用し、昼・夕食は標準的で適切な価格、偏りのない内容とすること。
- (3)参加者実費負担となる食事が発生する場合は、そのことがわかるよう旅程案に明記すること。

## 9 ボルダー市滞在

- (1)ボルダー市の滞在は、9/29(火)～10/2(木)の3泊4日間とする。

- (2)ボルダー市滞在中の交流プログラムを含む旅程は、山形市がボルダー市と協議のうえ決定したものと  
する。
- (3)ボルダー市との交流活動により、食事回数の変更等の可能性について留意し、必要時には山形市と協  
議の上速やかに対応すること。

## 10 ボルダー市以外の都市における観光

- (1)山形市が掲げる 2 大ビジョン「健康医療推進都市」と「文化創造都市」に関わる施設や場所を優先して  
検討すること。
- (2)訪問先(都市、施設名等)をはじめ、移動経路・手段、自由時間や参加者の希望により選択できるオプ  
ショナルツアー(半日～全日)を設定した旅程を提案すること。

## 11 通訳等

英語通訳兼現地ガイド(以下 通訳)及び添乗員を下記の条件で手配すること。

- (1)通訳は、ボルダー市との交流活動等で山形市側の通訳を務め、その他の都市では現地ガイドを担当する。  
なお、ボルダー市と他都市滞在中における通訳は必ずしも同一人物である必要はない。
- (2)通訳は現地で手配し、全行程に帯同できる者であるとともに、予期せぬ状況により行程が延長するよ  
うな場合においても対応できる者であること。
- (3)通訳の帯同期間は、9/28(月)国外空港到着時から 10/3(土)帰国便の出発まで。
- (4)添乗員の帯同期間は、9/28(月)山形市出発時から 10/4(日)山形市到着時まで。

## 12 周知・広報

- (1)積極的な参加者募集活動を行うこと。
- (2)ボルダー市との交流内容を広く一般市民に周知・広報すること。また、周知・広報の手法についても提  
案すること。

## 13 その他

- (1)緊急時には迅速に対処し、参加者の安全性に配慮すること。
- (2)最少催行人数について提案すること。
- (3)本旅行の実施に際して、しおり等を作成の上、参加者に対し事前説明会を開催すること。  
(会議室等が必要な場合には、山形市国際交流センターの活動室の提供も可能です)
- (4)海外旅行保険費用及び加入手続きについて提案すること。なお保険への加入は、事業者による手続き  
の実施が望ましい。
- (5)アメリカ滞在中においては、各日ペットボトル入り飲料水を参加者に提供すること。

## 14 旅程(例)

日	日付	地名	現地 時間	交通 機関	スケジュール	食事
1	9/28 (月)	山形発 国内空港	午前 午後	航空機等	山形市から国内空港へ出発 日本出国、アメリカへ	朝:× 昼:× 夕:機内

		デンバー ボルダー	日中 夕方	専用車	デンバー空港からボルダーへ移動 ボルダー到着 【ボルダー泊】	朝:機内 昼:○ 夕:○
2	9/29 (火)	ボルダー	終日	専用車	交流活動 【ボルダー泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
3	9/30 (水)	ボルダー	終日	専用車	交流活動 【ボルダー泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
4	10/1 (木)	ボルダー デンバー アメリカ他都市	午前 午後	専用車 航空機 専用車	ボルダーからデンバー空港へ移動 デンバー空港からアメリカ他都市へ 【アメリカ他都市泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
5	10/2 (金)	アメリカ他都市	終日	専用車	他都市観光 自由時間 オプションツアー(半日・全日) 【アメリカ他都市泊】	朝:○ 昼:○ 夕:○
6	10/3 (土)	アメリカ他都市	午前	専用車 航空機	専用車で空港へ移動 アメリカ出国 【機中泊】	朝:○ 昼:○ 夕:機内
7	10/4 (日)	国内空港 山形市	日中 午後	航空機等	日本帰国 山形市到着	朝:機内 昼:× 夕:×

※上記旅程は例示です。

※過去実績・訪問団移動ルート

【平成19年度派遣時】

山形市→(ロサンゼルス経由)→ボルダー市→ラスベガス市(グランドキャニオン観光)

→(サンフランシスコ経由)→山形市

【平成26年度派遣時】

山形市→ボルダー市→ロサンゼルス市(市内観光、オプションツアー)→山形市

## 15 今後のスケジュール(予定)

5月中旬～ 6月上旬	事業者決定 詳細打合せ・詳細決定(参加募集用リーフレットなど)
6月中旬	参加者募集開始(募集用リーフレット配布開始)。7月1日市報掲載。
7月下旬	参加者募集締切
8月～9月上旬	参加者説明会
9月28日	訪問団出発

## 16 留意事項

- ・事業者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、山形市が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。業務終了後もまた同様とする。
- ・本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。
- ・本業務において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、事業者は、直ちにこれを山形市に報告し、事業者の責任と費用負担において解決するものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、事業者の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、事業者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に山形市へ報告し対応を協議すること。
- ・本要求水準書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、山形市及び事業者、両者協議のうえ定めるものとする。
- ・天災その他不可抗力等の突発的な事情により業務内容に変更が生じた場合は、山形市及び事業者、両者協議のうえ対応するものとする。